

周防情審答申第9号  
令和8年1月14日

周防大島町病院事業局  
病院事業管理者 石原得博様

周防大島町情報公開審査会  
会長 星出明

周防大島町情報公開条例第15条の規定に基づく諮問について（答申）

令和7年10月17日付け周大病局第524号により諮問のありました件について次のおり答申します。

## 第1 審査会の結論

周防大島町病院事業管理者（以下「実施機関」という。）が、令和7年8月5日付け周大病局第397号で行った非公開決定は妥当である。

## 第2 審査請求に至る経緯

### 1 公開請求

審査請求人は、令和7年7月22日付けで実施機関に対し、周防大島町情報公開条例（平成16年周防大島町条例第11号。以下「条例」という。）第10条の規定により「令和7年5月20日に提出された周防大島町職員措置請求についてです。①令和7年7月17日付けの監査結果に係る通知書4ページ（5）監査の実施（ア）病院事業局の説明の基となった●●歯科技工所の●●●●氏への聞き取り調査記録、●●歯科技工所への質問書、●●歯科技工所からの回答書、●●歯科技工所の●●●●氏との電話（通話内容）の記録やメモ書き等の開示、②本職員措置請求に関して、監査委員へ提出した書面また説明した調査書、陳述書、監査委員からの質問事項が記載された書類の開示、③本職員措置請求に関して、病院事業局が歯科分野の有識者（外部の歯科医師、歯科技工士、歯科技工所、歯科関連団体）に対して行った聞き取り調査記録、面談記録、電話相談の記録や通話内容のメモ書き等の開示」について公文書公開請求を行った。

### 2 実施機関の処分

実施機関は、公文書公開請求に係る「令和7年5月20日に提出された周防大島町職員措置請求について①③」については当該文書が存在しないことから非公開の決定処分を行い、その旨を審査請求人に通知した。

### 3 審査請求

審査請求人は、本件非公開決定処分を不服として、令和7年9月30日付けで審査請求書を提出した。

### 第3 審査請求人の主張要旨

審査請求人が、審査請求書及び反論書等において述べている理由は、概ね次のように要約される。

#### 1 審査請求の趣旨

審査請求人の趣旨は本件処分を取り消すよう求めるというものである。

#### 2 審査請求の理由

- (1) 監査委員に対する実施機関の説明の基になった●●歯科技工所への質問書、技工所からの回答書、電話の記録やメモ書き等に関しては監査委員へ厳正で公平な審査を求める上で、必ず作成されるべき書類である。
- (2) 実施機関が歯科分野の有識者に対して行った聴き取り調査記録、面談記録、電話相談の記録や通話内容のメモ書き等は、監査委員への厳正で公平な審査を求める上で、必ず作成されるべき書類である。
- (3) 以上の書類が作成されていない、存在しないとすると、実施機関が根拠のない不正確な情報を基にした説明文を監査委員へ提出したということになる。

#### 3 反論書の要旨

- (1) 当会の会員が令和7年1月9日に●●歯科技工所に電話して以降、何度電話をかけても繋がらない状況であり、実施機関から●●歯科技工所へ電話をした客観的な証拠の開示がなければ、電話で聴き取りを行ったという実施機関の説明を直ちに信用できない。また、監査委員へ提出した資料の記載が歯科専門家に対して聴き取りを行ったとは思えない内容であったことも、信用できない理由の一つである。
- (2) ●●歯科技工所や歯科分野の有識者に対して電話にて聴き取り調査を行った事実があったとしても、その際のメモ書き等がなければ、聞き取った内容のすべてが監査委員へ提出した資料に記載されたか否かを第三者が確かめるすべがない。当初の聴き取り内容や回答の詳細なメモ書きや経緯が無ければ、聴取資料としては信憑性を欠き、第三者も検証できない。
- (3) 少なくとも一定期間は、聴き取り調査自体の信憑性を高めるために、メモ書き等も破棄せずに残しておくことが公的機関の対応として常識ではないか。

### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が弁明書等において述べている理由は、次のように要約される。

- (1) ●●歯科技工所に対しては、文書での質疑応答は行っておらず、質問書及び回答書は存在しない。また、電話、面談による聴き取り調査におけるメモ書き等の記録については、聞き取り時にメモ書きにて聴取内容を記録していたが、監査委

員への説明資料が完成した際に破棄しており存在しない。

- (2) 実施機関が歯科分野の有識者に対して行った聴き取り調査記録、面談記録、電話相談の記録や通話内容のメモ書き等については、すべて電話による聴き取り調査を行い、説明資料完成時にメモ書きは破棄している。監査委員への説明資料が公文書であり、メモ書きについては担当者レベルのメモで公文書には該当しないと判断し破棄したため、非開示とした。

## 第5 審査会の判断

当審査会は、本件について審査請求人並びに実施機関の主張及び口頭による意見陳述に基づき、本件処分の妥当性について調査、審議した結果、次のように判断する。

### 1 本件メモ書き等の公文書該当性について

- (1) 開示請求の対象となる「公文書」については、条例第2条第4号の規定により「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム、電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては識別することができない方式をいう。）で作られた記録をいう。）その他これらに類するものであって、当該実施機関が管理しているもの」と定義されている。

ここでいう、「実施機関が管理」とは、作成又は取得に関与した職員個人の段階のものではなく、組織としての共用文書の実質を備えた状態、すなわち、当該実施機関の組織において業務上必要なものとして利用又は保存されている状態のものを言い、組織としての共用文書に該当するか否かについては、文書の作成又は取得の状況、当該文書の利用の状況、保存又は廃棄の状況などを総合的に考慮して実質的な判断を行うこととなる。

- (2) 当審査会が調査をしたところ、監査委員からの通知に対して行った調査から提出資料の作成までを一人の職員が実施していること、また電話及び訪問での聞き取り調査で作成したメモについては、提出資料を作成した職員が資料作成を目的として個人的に作成、利用し、他の職員と共用していないこと、資料が完成し決裁が終わったのちに不要となったため廃棄したことが認められた。その一方でいつ、どこで、誰に聞き取りを行ったかという情報の存在は認められなかった。
- (3) 上記のとおり、本件請求文書については、取得の状況、利用の状況、保管の状況、廃棄の状況などを総合的に考慮した結果、実施機関で管理しているとまでは認められない。

### 2 本件処分におけるその他事項について

審査請求人は、その他に公開した文書の内容についても主張しているが、本件処分の合否に直接関係するものではなく、当審査会の上記判断を左右するものでないため、言及しない。

## 第6 結論

以上のことから、当審査会は実施機関の本件処分において「1 審査会の結論」のとおり判断した。

## 第7 附言

審査請求人の主張にもあるように、「いつ、どこで、誰と、何を」といった情報は信憑性を担保する上で付記すべきであり、実施機関の事務の執行が不適切であったと言わざるを得ない。

今後、実施機関においては、決裁規程及び文書取扱規定に基づいた運用を徹底するとともに情報公開制度に対する職員の意識改革を強く求める。

また、審査請求人は非公開理由には言及していないが、実施機関は、公文書公開決定等通知書において「開示請求に係る公文書を保有していないため」との非公開理由を記載している。一般的に理由付記は「文書が存在しない」だけでは十分とは言えず、対象文書をなぜ作成していないのか、作成又は取得した後に廃棄したのか、文書は存在するが条例第2条第4号に規定する公文書に該当せず不存在なのか等、当該文書が存在しない理由を具体的に記載することが望ましいとされている。

実施機関においては、今後は、文書不存在の理由については、できるだけ具体的な理由を付記するよう要望する。

## 第8 審査の経過

別紙のとおり

(別紙)

審査の経過

年月日	審査の経過
令和7年10月17日	実施機関から諮問書及び弁明書を受理
令和7年10月28日	審査請求人から反論書を受理
令和7年12月 1日	審査請求人の口頭意見陳述及び実施機関の意見聴取 審議（論点整理）
令和7年12月15日	審議（答申案）
令和8年 1月14日	答申